

[論考]

松江市立小中学校図書館における『はだしのゲン』閲覧制限

——地方教育行政と学校図書館専門職の問題——

杉浦 良二

2013年8月、新聞報道により松江市立小中学校図書館において『はだしのゲン』の閲覧が制限されていたことが明らかになり、全国的な問題となった。この背景には、地方教育行政における上意下達の管理体制、教育委員会事務局幹部職員および校長の学校図書館への理解不足とならんで、司書教諭・学校司書の専門職としての力量不足の問題がある。現在「学校図書館法」改正による学校司書法制化が議論されているが、その養成、配置、研修に関してさらなる検討が必要である。

1. はじめに

2013年8月16日に『山陰中央新報』が松江市立小中学校図書館での『はだしのゲン』閲覧制限を報じたことから、松江市教育委員会事務局による図書館の自由の侵害として、全国的な問題となった¹⁾。その後、8月22日²⁾、26日³⁾の教育委員会会議においてこの問題が議論され、手続きに不備があったとして、閲覧制限の要請は撤回された。

この問題に関しては、既に『JLA 学校図書館部会報』第44号に松井正英⁴⁾、高橋恵美子⁵⁾、『図書館雑誌』第107巻第11号に飯田寿美⁶⁾、河田隆⁷⁾、『図書館界』第65巻第5号に谷嶋正彦⁸⁾による論考があるが、本稿では、地方教育行政と学校図書館専門職の問題について、アメリカの事例、および愛知県立高校における禁書問題の事例と比較して検討し、望ましいあり方について考える。

2. 閲覧制限の経過

2013年8月22日および26日に開催された松江市教育委員会の会議録によれば⁹⁾、問題の発端は2012年8月24日付で市議会に対してな

された『はだしのゲン』撤去を求める陳情である。その理由は“『はだしのゲン』には天皇陛下に対する侮辱、国歌に対しての間違った解釈、ありもしない日本軍の蛮行が掲載されて(中略)子どもたちに間違った歴史認識を植え付け、子どもたちの国と郷土を愛する態度の涵養に悪影響を及ぼす可能性が高い”ことである。なお、新聞報道によれば、市議会に対する陳情以前に、市教育委員会に撤去の申し入れが3回行われていた¹⁰⁾。この陳情は11月26日の教育民政委員会で不採択となったが、教育委員会事務局は、島根県立大学短期大学部の石井大輔の撤去を非とする見解をふまえて、学校図書館から撤去はしないとしつつも、過激な表現への教育的配慮から、閲覧制限措置を12月17日の校長会で要請した。その後、校長による受け止め方が様々で現場が混乱していることから、2013年1月9日の中学校長会、10日の小学校長会で再度要請した。

この問題は8月16日の『山陰中央新報』の報道によって表面化し、17日以降、全国的な問題となった。日本図書館協会図書館の自由委員会は8月22日に¹¹⁾、学校図書館問題研究会は

8月25日に¹²⁾、それぞれ閲覧制限措置の撤回を求めた。

8月26日の教育委員会での審議の結果、事務局内部での協議のみで方針を決定し校長会で要請したことが手続きの不備とされて、閲覧制限措置の要請撤回が決定され、8月28日の校長会で伝えられた¹³⁾。

この決定の後、9月2日に全国学校図書館協議会は声明を発表した¹⁴⁾ (表1)。

表1 閲覧制限の経過

年月日	事項
2012.4.16	市教委に『はだしのゲン』撤去申し入れ (4.20 および 5.1 も)
8.24	市議会に『はだしのゲン』撤去陳情
11.26	陳情不採択
12.17	校長会で閲覧制限要請
2013.1.9	中学校長会で再度要請
1.10	小学校長会で再度要請
8.16	『山陰中央日報』報道により問題化
8.22	JLA 図書館の自由委員会要望教育委員会会議 (継続審議)
8.25	学図研申入書
8.26	教育委員会会議で閲覧制限要請撤回決定
8.28	校長会で伝達
9.2	全国 SLA 声明

3. 閲覧制限の問題点

3.1 図書館関連団体の対応

日本図書館協会図書館の自由委員会は、松江市教育委員会に対して、日本図書館協会・国際図書館連盟・アメリカ図書館協会の図書館の自由に関する見解を挙げ、「児童の権利に関する条約」「子どもの読書活動の推進に関する法律」をふまえた閲覧制限措置の再考を求めた¹⁵⁾。

学校図書館問題研究会は、学校図書館の使命

は“多様で幅広い情報や資料を収集し、整理し、提供することで、子どもたちの知る権利を保障し、子どもたちの豊かな学びや育ちを支えること”であり、閲覧制限措置は“子どもたちの学びや育ち、また人権の観点からも大きな問題がある”ので、速やかに撤回するよう求めた¹⁶⁾。

全国学校図書館協議会は、「学校図書館法」「児童の権利に関する条約」「ユネスコ・国際図書館連盟協同学校図書館宣言」を引用して、学校図書館は“児童生徒の情報へのアクセス権を保障する重要な機能”を持つとし、同協議会が制定した「学校図書館憲章」により、学校図書館資料の選定に関しては、学校の管理責任者である校長が最終的には責任者であるが、学校図書館に関する専門的知識・技能を持つ司書教諭・学校司書が大きな責任を持つと述べた¹⁷⁾。

しかし、今回、松江市の各小中学校において、司書教諭・学校司書が専門性を発揮して「学校図書館資料選定基準」による選定を行う体制が構築されていなかった現実が明らかになった。

3.2 教育委員会事務局と校長の問題

教育委員会制度は、戦後教育改革の一環として、1948年の「教育委員会法」によって発足した。その後、1956年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって、教育委員の公選制が廃止されて首長による任命制となった。また、制度創設当初は、教育長と指導主事は「教育職員免許法」による免許制だったが、1954年の同法改正により免許制が廃止されて現在に至っている¹⁸⁾。

教育委員会制度の問題点を指摘する行政学者の新藤宗幸は、2011年10月の天津市の中学生いじめ自殺事件と『はだしのゲン』閲覧制限について、以下のように述べている¹⁹⁾。

このふたつの事件に共通しているのは、教育委員会という行政委員会が、事務局によって支配されていることであり、教育委員が本来の「職責」を自覚せずに、「名誉職」にあまんじていることである。

閲覧制限要請時の責任者、松江市前教育長の福島律子は、『中国新聞』の取材に対して以下の回答を行った²⁰⁾。

(作品の印象：筆者補記、以下同じ) 原爆の悲惨さを伝える作品と評価するが、後半を初めて読み性的暴行などの場面に驚いた。子どもへの配慮が必要だと思った。

(教育委員会に諮らなかつたこと) 要請はあくまでもお願いで、教育長の権限の範囲内と考えたが、認識が不十分だった。

(2度の要請) 強制の意図はなかつたが、権限を持つ市教委の発言という点に配慮が足りなかつた。

(どうすべきだったか) 教育委員や学校現場の声を聞き、判断を現場に委ねるべきだった。議論の過程を明確にしなかつたため、圧力に屈したわけではないが、結果的に歴史認識を問題にした陳情者の考えに賛同したと受け止められた面もある。

教育委員会会議における教育長、副教育長、教育総務課長の発言は、この前教育長の見解とほぼ一致している²¹⁾。

教育委員会事務局の要請に従った校長側の事情として、松江市小学校長会会長河原史佳は、取材に対して“(要請後) 校長会が市教委に申し入れをしなかつたため、その後の議論につながらなかつた。今後は主張したい”、“許可があれば読める状態なので、子どもの「知る権利」に関わるとまでは考えなかつた”と述べた²²⁾。

東京学芸大学の前田稔は、『朝日新聞』の取材に、“閉架にすることで、子どもや教員が、本で示された考え方や思想が「許されない」ものであると受け取られる恐れがある”と指摘した²³⁾。

今回の事例の背景として、教育委員会事務局および校長の学校図書館に関する認識に問題があり、教育委員会事務局の意向を校長が受け入れ教職員がそれに従うという上意下達のシステムが構築されていることがうかがわれる。

3.3 司書教諭・学校司書の問題

『中国新聞』が日本図書館協会学校図書館部会部会長の高橋恵美子に取材した記事に、以下の記述がある²⁴⁾。

「学校司書が非正規雇用で立場が弱く、現場で十分に発言できていない面もあるのではないか」(中略) 小中学校全49校に学校司書を配置しているが、22人が嘱託職員、27人はさらに勤務時間の少ないパート職員という。高橋部会長は「全校配置は評価できるが、司書の位置づけが弱いのは否めない」とする。(中略) 高橋部会長は、1954年に採択された「図書館の自由に関する宣言」について「戦前や戦中に図書館が思想統制に加担した反省から生まれた。小学校では特に『教育的配慮』に流れやすいが、『知る権利』などを守るという図書館の原点を忘れないでほしい」と訴えている。

2011年に松江市と合併した旧東出雲町は2006年に学校図書館支援センターを開設して町内の全小中学校に学校司書を配置した²⁵⁾。1988年4月から2011年3月まで島根県立大学短期大学部(旧島根県立島根女子短期大学)に勤務した堀川照代は、東出雲町の図書館活用教育を支えたのは、“学校司書としての能力に加えて、柔軟性・創造性に富み、教員にも児童生徒にもうまく働きかけ、新しい学校司書像を創造し具現化”した学校司書だと高く評価した²⁶⁾。

しかし、今回の閲覧制限措置に対して、現場の司書教諭・学校司書が異議を申し立てたという報道はなかつた。

司書教諭は、5科目10単位の司書教諭講習において、図書館の自由に関して学ぶ機会が十分保障されていない可能性がある。

学校司書は司書資格取得の際に図書館の自由に関して学ぶ機会が保障されていると考えられるが、非正規職員の立場で学校内での発言の機会が保障されていない可能性がある。

慶應義塾大学の糸賀雅児は、『朝日新聞』の

取材に対して、“学校図書館に「収集」と「提供」に責任を持つべき専任の司書教諭や正規の学校司書がおらず、外部からの指摘に、誰もきちんと説明できない体制であることが、一番の問題だ”と指摘した²⁷⁾。

学校図書館の自由の問題と専門職員の在り方に関して、アメリカの事例と愛知県立高校の禁書問題の事例について、以下検討する。

4 アメリカの学校図書館の事例

4.1 ピコ事件

アメリカの学校図書館では、市民の要求を教育委員会が受け入れて資料を排除する事例は珍しくない²⁸⁾。ただし、授業で指定されて全員が読む図書と授業と関係なく自由に読む図書とは扱いが異なり、指定図書の場合は教師の教育内容への干渉となる傾向がある。

資料排除に反対する市民や学校図書館専門職による訴訟の中で重要な判例は、1976年に提訴されて1982年に最高裁判決が出されたピコ事件である(表2)。

表2 ピコ事件の経過

年	事 項
1976	反アメリカ的図書の除去に対し、ピコら生徒5人が提訴
1979	ニューヨーク東部地区地裁判決 教育委員会の決定は合憲
1980	第2巡回区上訴裁判決 事実審のために差し戻し
1982	合衆国最高裁判決 事実審に差し戻し 教委が図書を書架に戻し裁判終了

1976年、ニューヨーク州の中学・高校の学校図書館で“反アメリカ的、反キリスト教的、反ユダヤ主義的、それに明らかに卑猥”との理由で9冊の図書が除去され、1冊の図書が閲覧制限とされたことから、ピコら生徒5人が教育委員会の措置は違憲であると提訴した。1979年の地裁判決は教委の措置を合憲と判断したが、

1980年の上訴裁では事実審への差し戻しとなり、さらに1982年の最高裁では5対4の相対多数意見により事実審に差し戻しとなり、教育委員会が図書を書架に戻すことで終了した。

ブレナン裁判官は相対多数意見として、“教育委員会は学校図書館の内容を決定する大きな裁量権を持つ。しかし、この裁量権を、偏狭な党派的、政治的なやり方で行使してはならない。”と述べて、既定の手続きによる教育委員会の裁量権を条件付きで認めた。

4.2 『誰だ ハックにいちやもんつけるのは』

1986年に翻訳が刊行された『誰だ ハックにいちやもんつけるのは』²⁹⁾は、青少年向けの小説ではあるが、学校図書館の資料に対する干渉としてありうる事例を描いていて参考になる。

高校の歴史の授業で必読図書として『ハックルベリー・フィンの冒険』が指定されたことに対して、黒人生徒の保護者から抗議を受けた校長が秘かに担当教師と司書に働きかけたが、新聞部生徒の行動によって問題が表面化して議論となり解決に至る。この作品では、教師と司書の専門職としての誇りが生徒の行動につながり、市民の共感を得ることとなった。

4.3 図書館関係団体の日米比較

1939年に「図書館の権利宣言」を採択したアメリカ図書館協会(ALA)³⁰⁾は、1940年に知的自由委員会を設置し、図書館における知的自由の擁護に向けて組織的に活動している³¹⁾。

アメリカ学校図書館協議会(AASL)³²⁾は、アメリカ図書館協会の学校図書館部会であり、その個人会員は両組織に所属している。

1954年に「図書館の自由に関する宣言」を採択した日本図書館協会には、図書館の自由委員会が組織されているが³³⁾、全国学校図書館協議会にはそのような部門は存在しない³⁴⁾。また、支部に相当する各都道府県の学校図書館協議会は学校単位で加盟する半官制団体である。筆者の経験によれば、愛知県学校図書館研究会³⁵⁾

からの文書は校長宛てに届き、その後、図書主任（司書教諭）、学校司書に回覧される。総会、研究会への参加は、民間教育団体主催の場合と異なり、公務扱いとして旅費が支給される。ただし、階層的な組織であることから問題が生じる場合もありうる。その事例が、1981年の愛知県立高校図書館の禁書問題である。

5. 愛知県立高校図書館の禁書問題（1981年）

5.1 概要

1981年11月、愛知県高等学校教職員組合（以下、愛高教）は、愛高教司書問題検討委員会のアナケート調査で明らかになった管理職の介入によって購入禁止となった58点の資料をマスコミに公表した。これらの図書の中には、家永三郎『日本の歴史』（全10巻 ほるぷ出版）や黒柳徹子『窓ぎわのトットちゃん』（講談社）などが含まれ、新聞や週刊誌に大きく取り上げられた。この背景には、1970年代に開校したいわゆる「新設校」で行われていた管理教育があった³⁶⁾。なお、1983年に刊行された『学校図書館と図書館の自由』³⁷⁾、『教育としての学校図書館』³⁸⁾は、この事例を取り上げている。高橋恵美子によれば、全国学校図書館協議会は、機関誌『学校図書館』にこの事例に言及した柳楽宏の「図書資料選択の重要性」³⁹⁾を掲載したのみで、“反応が鈍いと言わざるをえない”⁴⁰⁾。管理職と組合員との対立構造に対して中立を守ったのかもしれないが、“学校図書館が民主的な思考と、自主的な意思と、高度な文化とを創造するため教育活動において重要な役割と任務をもっている”⁴¹⁾と宣言して設立された組織の対応としては疑問が残る。

5.2 考察

この事例は、今回の松江市の事例と異なり、市民からの要求によるものではなく、教育委員会から校長会全体への依頼でもなく、一部の管理職の判断で行われたものであった。

また、新聞報道は愛高教という教職員組合に

よる問題提起を受けてのものであった。

管理職の介入に速やかに対抗できなかったとはいえ、教職員組合の運動によって結果的に介入を排除できたのは、学校図書館の自由に関する問題意識を持って組合運動に取り組む正規職員の学校司書がいたからであろう。

6. 終わりに

6.1 望ましいあり方

アメリカの事例と愛知県立高校の禁書問題の事例の検討をふまえて、地方教育行政と学校図書館専門職の望ましいあり方について述べる。

まず、各学校、または教育委員会において、市民から学校図書館の資料撤去の要望があった場合の手順を定めておく必要がある。その手順に従い、教育委員会では、専門家の参考人を交えて審議を行い、方針を決定して各学校に伝えることになる。また、各学校では、校内の図書選定会議で議論を行い、方針を決定することになる。司書教諭・学校司書が、日頃の教育実践によって、児童生徒・保護者・同僚からの信頼を得ていれば、その意見が尊重されよう。

以下、学校図書館専門職の今後のあり方、さらに、教育人権をふまえた学校図書館の意義について述べる。

6.2 学校図書館専門職の今後に向けて

学校図書館の資料への干渉に対抗するには、授業で使用する資料を決定する教師の専門性、収集方針に基づき選定を行う司書の専門性が重要である。その専門性をどのように獲得し、維持向上させていくかが課題となろう。

2013年6月12日に衆議院法制局から提示された「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」に対して、成田康子は以下の懸念を述べた⁴²⁾。

今回の改正案の財源は、使途が限定されない地方交付税を運用することが前提となっている点から、配置が正規職員ではなく非正規職員になる可能性が高いのではないかと

と思われる。これでは継続性がなく、専門的な業務はできないことになる。依然として正規職員としての配置が地方自治体独自の予算措置に任せられるのでは、かえって、学校司書は非常勤でいいとの見解をもたれかねないと危惧する。

現行の司書資格 24 単位には学校教育に関する科目がなく、司書教諭資格 10 単位には図書館情報学に関する内容が十分ではない。また、教職科目として学校図書館に関する科目は必修とされていないために、教員の多くは学校図書館に関する知識を持っていない。

司書教諭・学校司書の専門性確立に向けては、その養成、配置、研修の在り方に関して、さらなる検討が必要である⁴³⁾。

また、全国学校図書館協議会の地方組織が、前述したように学校図書館専門職ではない校長を役員とする階層的構造であることの問題が存在する。日本図書館協会学校図書館部会、学校図書館問題研究会との統合も視野に入れた、専門職団体の確立について、検討する必要がある。

学校図書館を研究対象として 1997 年に設立された日本学校図書館学会⁴⁴⁾は、学会誌『学校図書館学研究』を刊行しているが、「CiNii Books 大学図書館の本をさがす」によれば、大学図書館所蔵は 9 件である（2014 年 2 月 13 日現在）⁴⁵⁾。司書・司書教諭課程を持つ大学の多くが所蔵していないのは、同学会の認知度が低いからであろう。認知度を上げるには、大学院で学んだ司書教諭・学校司書による質の高い論文が多数掲載される必要がある。「地方公務員法」による自己啓発等休業、「教育公務員特例法」による大学院修学休業は、ともに無給で、学費の負担に加えて、本人負担分の社会保険料を毎月振り込む制度である。経済的な余裕がなくても修学できる制度を、関係者の努力によって整備する必要がある。

6.3 学校図書館と教育人権

主権者教育権論を提唱した憲法学者の永井憲一は、今日の憲法と教育人権の危機的な状況に対して、以下のように述べた⁴⁶⁾。

憲法研究者はもとより、国民の側は絶えず不断の努力に基づいて政治権力の憲法解釈をチェックし、常に先達の研究や比較法研究の成果に学んで、恣意的な政策実現のための憲法解釈を批判的に監視していなければならない。

公共図書館はこの批判力を国民に保障するための社会教育機関であり、学校教育において、その利用法の習得を保障する必要がある。

永井学説に依拠する木幡洋子は、生涯学習時代においては“主権者教育権の保障にとって重要なものとして図書館の教育機能保障がある”と述べ、学校図書館や公共図書館の整備の必要性を指摘した⁴⁷⁾。

公教育は国家・社会に有用な人材を育成するために制度化されたものではあるが、生涯学習社会において、民主主義社会の構成者の育成と学習権の保障という観点から、生涯にわたって公共図書館を活用するための基礎を養う学校図書館の意義を考える必要がある。

なお、本稿は、2013 年 12 月 7 日に行った愛知県高等学校教育法研究会例会での報告「地方教育行政における学校図書館政策の現状と課題：松江市教委による『はだしのゲン』閲覧制限の事例から」にもとづくものである。

【注および参考・引用文献】

- 1) 山陰中央新報。2013-08-16。
- 2) “平成 25 年度第 11 回松江市教育委員会会議録”。
<http://www1.city.matsue.shimane.jp/k-b-k/kyouiku/kyouiku-iinkai/kyouiku-iinkai/kaigi-naiyou/h25.data/content250822.pdf>, (参照 2014 - 02 - 13)。
- 3) “平成 25 年度第 12 回松江市教育委員会会議録”。
<http://www1.city.matsue.shimane.jp/k-b-k/kyou>

- ku/kyouiku-iinkai/kyouiku-iinkai/kaigi-naiyou/h25.data/content250826.pdf, (参照 2014 - 02 - 13).
- 4) 松井正英. 松江市教育委員会による『はだしのゲン』の閲覧制限をめぐる:問題はどこにあるのか. JLA 学校図書館部会報. 2013, no.44, p.2 - 5.
- 5) 高橋恵美子. 『はだしのゲン』閲覧制限問題について. JLA 学校図書館部会報. 2013, no. 44, p. 6.
- 6) 飯田寿美. 『はだしのゲン』でなかったら. 図書館雑誌. 2013, vol. 107, no. 11, p. 672.
- 7) 河田隆. 杞憂と悲観:『はだしのゲン』閲覧制限に関して. 図書館雑誌. 2013, vol. 107, no. 11, p. 675.
- 8) 谷嶋正彦. 『はだしのゲン』閲覧制限措置問題. 図書館界. 2014, vol. 65, no. 5, p. 291.
- 9) 前掲 2), 3).
- 10) 中国新聞. 2013-08-22.
中国新聞社は被爆地広島市中区に本社をおくことから、『はだしのゲン』に関する報道に力を入れていた。有識者への取材記事は以下の通り。
・ 8月17日: 広島大学大学院教授難波博孝(臨床国語教育)、広島市立大学准教授加治屋健司(現代美術史)
・ 8月20日: 島根県立大学短期大学部講師石井大輔(図書館情報学)
・ 8月25日: 日本図書館協会図書館の自由委員会委員長西河内靖泰
・ 8月26日: 広島大学大学院教育学研究科准教授川口隆行(戦後文化運動、原爆文学研究)、石井大輔
・ 8月29日: 日本図書館協会学校図書館部会部会長高橋恵美子、石井大輔
・ 9月17日: 西河内靖泰
・ 9月26日: 日本図書館協会前理事長塩見昇
・ 10月1日: 塩見昇、西河内靖泰
・ 10月22日: 西河内靖泰
- 11) 日本図書館協会図書館の自由委員会. 中沢啓治著「はだしのゲン」の利用制限について(要望).
<http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/hadashinogen.html>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 12) 学校図書館問題研究会. 松江市の小中学校における『はだしのゲン』閲覧制限措置についての申入書.
http://gakutoken.net/opinion/appeal/?action=common_download_main&upload_id=218, (参照 2014 - 02 - 13).
- 13) 平成 25 年度第 13 回松江市教育委員会会議録.
<http://www1.city.matsue.shimane.jp/k-b-k/kyouiku/kyouiku-iinkai/kyouiku-iinkai/kaigi-naiyou/h25.data/content250828.pdf>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 14) 全国学校図書館協議会. 「はだしのゲン」の利用制限等に対する声明.
<http://www.j-sla.or.jp/pdfs/seimei-hadashinogen.pdf>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 15) 前掲 11).
- 16) 前掲 12).
- 17) 前掲 14).
- 18) 高橋寛人. 戦後教育改革と指導主事制度. 風間書房, 1995, 340p.
- 19) 新藤宗幸. 教育委員会:何が問題か. 岩波書店, 2013, 230p., (岩波新書, 新赤版 1455).
- 20) 中国新聞. 2013-08-24.
- 21) 前掲 2), 3).
- 22) 中国新聞. 2013-08-29.
- 23) 朝日新聞. 2013-09-04.
- 24) 中国新聞. 2013-08-29.
- 25) 原田由紀子. 東出雲発! 学校図書館改革の軌跡:身近な図書館から図書館活用教育へ. 国土社, 2012, 189p.
- 26) 堀川照代. “巻末解説: 東出雲町の図書館活用教育を支えるもの”. 東出雲発! 学校図書館改革の軌跡:身近な図書館から図書館活用教育へ. 国土社, 2012, p. 170 - 177.
- 27) 前掲 23).
- 28) この事例について、下記文献を参照した。
・ 川崎良孝. 図書館の自由とは何か:アメリカの事例と実践. 教育史料出版会, 1996, 235p.
・ ライヒマン著. 学校図書館の検閲と選択:アメリカにおける事例と解決方法. 川崎良孝他訳. 京都図書館情報学研究会, 2002, 285p.
・ スケールズ著. 学校図書館で知的自由を擁護する:現場からのシナリオ. 川崎良孝他訳. 京都図書館情報学研究会, 2010, 180p.
- 29) ヘントフ, ナット著. 誰だハックにいちゃもんつけるのは. 坂崎麻子訳. 集英社, 1986, 266p., (集英社文庫, コバルトシリーズ).
- 30) American Library Association.
<http://www.ala.org/>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 31) 川崎良孝, 山口源治郎. “知的自由と図書館”. 図書館ハンドブック. 日本図書館協会図書館ハンド

- ブック編集委員会編. 第6版補訂版, 日本図書館協会, 2010, p. 16 - 20.
- 32) American Association of School Librarians. <http://www.ala.org/aasl/>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 33) 日本図書館協会. “図書館の自由委員会”. <http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/Default.aspx>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 34) 全国学校図書館協議会. “事務局の構成”. <http://www.j-sla.or.jp/about/organizer.html>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 35) 愛知県学校図書館研究会会則第5条〔会員〕は、「この会の会員は、公立の小・中学校（名古屋市立を除く）及び公立・私立の高等学校並びに特別支援学校をもって会員とする。」と定め、第7条〔役員〕で、会長・副会長を選出する評議員は「小・中学校においては各都市ごとに、高校においてはブロックごとに選出する。」と定めていることから、実質的には校長会によって役員が選出されることになる。
- 愛知県学校図書館研究会. “愛知県学校図書館研究会会則”. <http://aichi-sla.jp/>, (参照 2014 - 02 - 12).
- 36) 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会. “愛知県立高校図書館における選書への介入”. 図書館の自由に関する事例 33 選. 日本図書館協会, 1997, p. 34 - 40.
- 37) 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編. 学校図書館と図書館の自由. 日本図書館協会, 1983, 115p., (図書館と自由, 第5集).
- 38) 塩見昇. 教育としての学校図書館：学ぶことの喜びと読む自由の保障のために. 青木書店, 1983, 243p., (青木教育叢書).
- 39) 柳楽宏. 図書資料選択の重要性. 学校図書館. 1982, no. 386, p. 9 - 12.
- 40) 高橋恵美子. 1950年から2000年にかけての公立高校学校司書の図書館実践：教科との連携と「図書館の自由」の視点から. 東京大学, 2013, 85p., 教育学研究科生涯学習基盤経営コース2012年度修士論文.
- 41) 全国学校図書館協議会. “全国SLAとは”. <http://www.j-sla.or.jp/about/index.html>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 42) 成田康子. “なぜ学校司書の法制化が必要か”. 高校図書館：生徒がつくる、司書がはぐくむ. みすず書房, 2013, p. 238 - 252.
- 43) 筆者は日本図書館情報学会が2006年に提言した「情報専門職（学校）」をふまえて、養護教諭、栄養教諭にならった司書教諭免許制度について考察した。
- 杉浦良二. 司書教諭免許制度に関する考察. 学校図書館学研究. 2012, vol. 14, p. 23 - 39.
- なお、日本図書館研究会図書館学研究グループは、2013年度日本図書館研究会研究大会（2014年2月15・16日）第1日目に「学校図書館専門職員（学校司書）の養成についての考察」の発表を行った。
- また、文部科学省は、2013年8月より、「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」を開催している。
- 文部科学省. “学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議”. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/index.htm, (参照 2014 - 02 - 13).
- 44) 日本学校図書館学会. <http://www.jssls.jp/>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 45) 国立情報学研究所. “CiNii Books 大学図書館の本をさがす”. <http://ci.nii.ac.jp/books/>, (参照 2014 - 02 - 13).
- 46) 永井憲一. “憲法と教育人権”. 憲法と教育人権. 永井憲一編著, 日本評論社, 2006, p. 19 - 35.
- 47) 木幡洋子. “生涯学習時代の社会教育における教育人権”. 憲法と教育人権. 永井憲一編著, 日本評論社, 2006, p. 209 - 237.
- (すぎうら りょうじ 愛知県立鳴海高等学校)